

2026 年 7 月 14 日

お客さま各位

永和信用金庫

債権の取立不能または取立遅延のおそれに関するお知らせ

当金庫の取引先である株式会社全東信が、2026 年 7 月 6 日付で大阪地方裁判所より破産
手続開始決定を受けたことに伴い、下記のとおり同社に対する債権について、取立不能または取
立遅延のおそれが生じたのでお知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要

- | | |
|----------|------------------------------|
| (1)商号 | 株式会社 全東信 |
| (2)所在地 | 大阪市中央区島之内 1 丁目 14 番 14 号東信ビル |
| (3)代表者氏名 | 高山 萬保 |
| (4)資本金 | 4,500 百万円 |
| (5)事業内容 | クレジットカード決済代行業 |

2. 当該取引先に対する債権の種類と金額(2026 年 7 月 13 日現在)

貸出金	1,200 百万円
-----	-----------

3. 今後の見通し

上記貸出金 1,200 百万円のうち、担保等で保全されていない 878 百万円につきましては、
2026 年 9 月期に全額引当処理等を実施いたします。

また、2026年3月期における当金庫の自己資本額 37,862 百万円の範囲内であることから、
経営の健全性は十分に保っております。

当金庫は今回の事案を重く受け止め、より実効性の高いリスク管理態勢の構築に努めてまい
ります。今後も、地域の皆さまに安心してお取引いただけるよう役職員一同、一丸となって取り
組んでまいりますので、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上